情報共有化の意義と課題

前 津 榮 健

は じ め に

「情報公開とまちづくり」というシンポジウムのテーマのもと，「情報共有化の意義と課題」について考えてみたい。

「情報公開」の必要性があらゆる分野において指摘され，マスコミにその文言が載らない日はないと言っていいぐらい，「情報公開」，「情報開示」という言葉が頻繁に使われるようになっている。また一方で，地方分権時代を迎え，「まちづくり」，「まちおこし」ということも盛んに言われるようになった。このような動きが互いにどのように関連し合うのかについて考察する。

まず，情報公開条例の制定状況をみてみたい。わが国初の情報公開条例は，1982年に山形県金山町で制定された。沖縄県内では那覇市が1987年に条例を制定し，翌88年４月から施行した。沖縄県は91年に条例を制定，92年７月から施行し，その後，浦添市が99年に条例を制定し，2000年４月から施行している。国の方は法整備が遅れていたが，99年５月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）を制定し，2001年４月から情報公開制度をスタートさせた。

全国的な状況をみると，2002年４月現在（表Ⅰ参照，総務省調べ），2,666自治体で制定され，平成13年度の2,171団体より495団体増えている。制定率（表Ⅱ参照）でみると，都道府県は100％で，市の方は99.4％，東京23区は100％，町の方は80％，村の方は61.2％，合計81.2％となっている。次に，都道府県別に市町村の制定率をみると，沖縄県は，28.8％で全国最下位にある。次に低いのは熊本県で47.9％，鹿児島県が54.2％となっている。県内の状況を，10月19日現在でみて見ると，21自治体40％と増加している。以上のように沖縄県内の状況は，全国的に見ると遅れてはい

るものの，自治体に情報公開の措置を求める情報公開法の制定により，県内でも徐々に加速している。

Ⅰ　条例制定の意義

情報公開という言葉はよく使われるが，制度のしくみが充分理解されているかというと必ずしも充分ではない。そこで，制度のしくみや意義を，情報公開条例未制定の自治体と条例を制定し制度の整備された自治体の対応の違いを概観し，理解を深めたい。

情報公開条例未制定の自治体の対応からみてみたい。例えば，ある市民が，市の公園建設計画について知りたいと考え窓口を訪ねた場合，おそらく職員の方から，「なぜあなたはこのような情報が欲しいのか」，「どのような目的に使うのか」など色々尋ねられる可能性がある。そこでよく説明し情報を得られる場合もあるが，行政側の一方的・恣意的な判断により提供を拒否されたり，一部についてしか得られない場合も予想される。そして，このように情報を入手できずに不満足な結果となった場合，正式にその結果について不服を申立てたり，訴訟を提起できる手段があるかというと，残念ながら見当たらない。

ところが，情報公開条例が制定され制度が整備されている自治体では，情報を求める者は条例上請求権が保障された請求権者ということになり，実施機関の方は公開の義務を負うことになる。請求があると，所管課で検索がなされ，公開すべき文書かそれとも非公開とすべき文書なのかの検討後，後者でなければ即時公開され，閲覧及びコピーも可能となる。仮に，当該文書が非公開と判断され，その非公開理由を請求者が納得すればそこで終わるが，納得がいかない場合には不服申立てをすることができる。不服申立てがなされると，実施機関は救済機関である第三者によって構成される審査会に諮問し，審査会の審査・答申後，その答申に基づき再度判断をしなければならない。そして，その決定になお不満な場合，請求者は裁判所に決定の取消し訴訟を提起することができる。つまり，最終的には権利救済の最後の砦である裁判所に判断を求めることができるのである。その点で，行政が裁量権の範囲あるいはサービスで行っている情報提供等とは大きく異なるものである。

つまり，自治体における「情報公開制度」とは，住民が自治体の保有する情報を知りたいと思うときに自由に知ることができるように住民に情報の公開請求権を保障し，自治体には公開の義務づけを行うものである。そのポイントは，住民の「知る権利」を条例の制定により具体的に公開請求権として保障し，実施機関に公開の義務を課するものである。

次に，表Ⅲは，県内の情報公開条例の制定状況と条例の主要な内容，特徴を示すものであるが，これに基づき情報公開制度の論点，課題等について理解を深めたい。

Ⅱ　制度の基本的なしくみ

(1)「知る権利」，「説明責務」

情報公開条例の第一条には，条例の目的が規定されるが，そこで問題となるのは「知る権利」という文言をそこに明記するか否かという点である。石垣市の条例は，「この条例は，日本国憲法の基本的人権としての知る権利を保障し，市の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより，市政に関する情報の積極的な公開を図り，もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに，市政に対する市民の理解と信頼を深め，地方自治の本旨に即した公正で民主的な市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的とする」と規定し，「知る権利」を明記している。

他方，情報公開法第一条は，「この法律は，国民主権の理念にのっとり，行政文書の開示を請求する権利につき定める等により，行政機関の保有する情報の一層の公開を図り，もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに，国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と規定し，請求権の根源を「国民主権」という憲法原理に基礎づけ，「知る権利」を明記していない。国は，「知る権利」という文言が，国民の情報公開法制に対する関心を高め，制度化を推進する役割を果たしてきた点は認めたものの，明記を避けた理由として，「知る権利」の概念については多くの捉え方があるということと，最高裁の判例において請求権的な権利として認知されていない点を挙げている。これは単に用語上の問題だけではなく，制度をどのように捉

え，認識しているかの問題であり，また，法制度の解釈の際影響を与えるものであると考えられる。

情報公開法制定後，自治体の中には条例を改正し，「知る権利」を明記する動きが見られるが，県内の条例をみると，国頭村以外の条例は全て明記している。

情報公開法第一条の「国民に説明する責務」については，主権者たる国民から信託を受けている政府が，国民に対して，自らの行政運営について説明する責務を負い，また説明できるように運営しなければならないとの考えから盛り込まれ，高く評価されている。自治体にとっても，住民と行政の間に信頼関係を築くことができるという意味において，意義のある規定であり，制度の解釈運用の際重要な意味を持つものと期待されている。情報公開制度を導入しても，住民からの公開請求に対して，制度の趣旨・目的を理解することなく消極的，あるいは不親切な対応を行ない，その結果トラブルを生じるケースがみられるからである。公開の際に，充分な説明責任を果たすことにより，行政に対する理解と協力を求め，住民と共に行政課題を考えるという姿勢が重要である。この文言については，国頭村の条例も盛り込んでいる。

(2)　請求権者

請求権者であれば，権利として情報公開を請求することができ，一部公開，非公開，文書不存在による処分を受けた場合にはその処分の取消しを争うことができるので，請求権者の人的範囲を条例で明記する必要がある。これまでは，各自治体の制度についての考え方を反映して三つに分かれていたが，情報公開法が，公開請求権を「国民に限定して外国人を排除する積極的意義が乏しく，他方，わが国が広く世界に情報の窓を開くことに政策的意義を認めることができる」との理由から，「何人」説を採用後，この問題には決着がつき，「何人」とするのが一般的傾向である。沖縄県情報公開条例も，当初は限定的な規定であったが，その後改正され「何人」説を採用し，他の市町村も同様に規定している。

しかし，国頭村条例と後述する沖縄市議会情報公開条例案（以下，市議会条例案という）は，限定説を採用している。沖縄市議会が請求権者を限定した主な理由は，「議員は沖縄市の市民から選ばれた代表者。市民への責任を果たすことが先。ほか

からの請求に責任を果たす義務はない」（沖縄タイムス2002年６月９日）とのことである。請求権者については，限定した場合，本人確認のための事務が増えるだけで，また住民以外の者が当該自治体の住民に依頼すれば情報の入手は可能であり，請求権者を特定の住民に限定する実際上の意味はみあたらない。情報公開制度の下で重要なのは，誰が請求に来たのかという点で判断するのではなく，どのような情報が請求されているのかという観点で判断されるべきである。

⑶　実施機関

請求権者に対し公開義務を負い，公開・非公開の決定を下し，その旨を請求権者に表示する主体を実施機関という。例えば，石垣市の実施機関は，市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む），消防長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会及び議会となっている。

実施機関を定めるにあたり特に問題となるのは，議会である。議会については，議会は住民の代表機関であり，行政機関を監視するところなので，住民の行政参加と行政運営の監視を目的とする制度とは相容れないとの考えがある。しかし，議会事務局が議事録をはじめ所管する公文書を作成，保管している以上，実施機関とみなすこともでき，また，議会の不祥事などを考えると，議会の情報公開は重要であり，議会自らがその点を十分認識し実施機関となることが期待されている。住民の側から考えれば，憲法93条２項に基づき，首長も議員も住民の直接選挙で選出されている以上，議会情報の公開や住民に対する説明責任は当然のことである。住民が，議会の会派や議員の活動状況を知ることは，選挙の際などの重要な判断材料となる。

しかし，議会を実施機関に加える場合の手続は慎重に行う必要がある。手続には，条例案の上程前に議会の意思を確認し，条例案に議会を実施機関に加える方法と，条例案上程前の段階では加えず，議会自身に判断を委ねる場合がある。大半の自治体では前者の方法を採り条例の制定までスムーズに進んだが，沖縄市の場合は後者の方法を採った。その結果，議会は実施機関には加わらず，議会独自の情報公開条例の制定をめざすこととなった。そこで，市議会条例案が議会の検討委員会で検討されまとめられたが，その案では，前述のように請求権者を市民や市内の事業

者，団体等に限定したり，不服申立てがなされた場合の審査を議会運営委員会が行うなど，閉鎖的な内容となってしまった。不服申立てに対する審査を行う情報公開審査会の設置については，通常，学識経験者を含む第三者で構成されており，市議会条例案の方は中立性の観点から考えても異例であると思われる。その後，この市議会条例案はマスコミ等の批判を受け，沖縄市議会は，ついに提案を見送ったが，今後の動きに注目すべきである。

⑷　適用除外事項と加工情報

情報公開制度の下では，行政機関が保有する情報は公開が原則であり，適用除外事項は例外的に必要最小限度のものに限られるべきである。一定の情報の保護は確かに不可欠であるが，それが行き過ぎると知る権利は形骸化してしまい，情報公開制度は秘密保護制度となってしまう危険性を有している。従って，適用除外事項を定めるにあたっては知る権利を制限することが正当化されるだけの合理的かつ明確な理由がなければならない。

適用除外事項としては，従来主に次のようなものが挙げられている。①法令秘情報，②個人情報，③法人等事業活動情報，④行政執行情報等である。住民にとってとりわけ関心が高いのは②の個人情報であるが，その規定の仕方には，「特定の個人が識別され，または識別されうるもの」という個人識別型と，「通常他人に知られたくない情報」というプライバシー型があるが，県内の条例は全て個人識別型を採用している。

情報公開法も個人識別型を採っているが，公務員情報については，その職務の遂行に係る情報のうち，その公務員の職及び職務の内容に係る部分については開示情報としている。ここでは公務員の氏名は除かれているが，浦添市以後の条例では，公務員の職名ばかりでなく氏名も公開の対象としている。

以上のような適用除外事項に該当する場合を含め，請求に対して，実施機関は，全部公開，全部非公開，一部非公開，公文書不存在による拒否処分等の行政処分を行わなければならないが，加工情報とは，公文書が不存在の場合の対処方法である。北海道のニセコ町が最初にこの規定を情報公開条例に盛り込み話題となった。県内の条例制定団体では，当初この規定を盛り込むことにより，行政の財政的負担を始

め混乱が予想されるとの理由から消極的であったが，近年，伊是名村，南風原町，与那原町を始め採用する傾向にある。

例えば，与那原町情報公開条例10条は，「実施機関は，公開請求に係る公文書を保有していないときは，次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。(1)公開請求に係る公文書を作成し，または，取得することが可能であり，かつ，そのことが町の利益に資すると認められるときは新たに文書，図画及び電磁的記録（以下「文書等」という）を作成し，又は取得して当該文書等を公開する旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知すること。(2)公開請求に係る公文書を作成し，若しくは取得することが不可能であるとき，又は新たに文書等を作成し，若しくは取得することに合理的理由がないときは，不存在であることを理由として公開しない旨の決定をし，公開請求者に対し，その旨を書面により通知すること」と定めている。

この規定は，公文書が不存在の場合に，単に不存在を理由に請求を拒否するのではなく，一定の要件の下に，新たに文書を取得したり，作成することにより，請求者の知る権利をより保障するものであり，評価すべき規定である。

(5) 存否応答拒否規定

情報公開法第８条は，「開示請求に対し，当該情報に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，行政庁の長は，当該文書の存在を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる」と規定し，いわゆる「存否応答拒否規定」を有している。「存否応答拒否規定」とは，公開請求があった場合に，請求に係わる公文書が存在しているのか否かを答えるだけで，非公開情報を公開してしまう場合には，公文書の存否を明らかにすることなく請求を拒否できるとするものである。つまり，請求された公文書があるとも，ないとも答えないというものである。この規定が濫用されると，情報公開制度そのものが揺らいでしまうとの危険性や拒否理由のあいまいさから救済の申立てに支障を来たすとの危険性が多くの専門家から指摘されている。これまでにも行政側から情報公開条例案を審議する制度審議会にこの規定を盛り込んだ条例案が諮問されたことがあったが，審議会で削除されてきた。北谷町では制度審議会で相当議論された

後，妥協案として情報公開法の内容と同じであった原案が修正され，「特定の個人の生命，身体または名誉が侵害されると認められる場合に限り，当該公文書の存在を明らかにしないことができる」との制限付きの規定となった。この規定が，中城村の住民側が条例制定請求権に基づき提案した情報公開条例案に盛り込まれ，村議会もこの規定の危険性について十分議論することなく，同条例を制定してしまった。国の情報公開法制定が存否応答の規定を盛り込んでから，自治体の方でも盛り込む傾向にあり，また行政側が欲しがる条文であるだけに，今後，どのように運用されていくのか，非常に懸念されるところである。

Ⅲ　総合的な情報公開を

情報公開条例が制定されれば，情報公開は万全かというと，決してそうではない。表Ⅳのように情報公開条例の対象となる範囲は一部であり，総合的な情報公開の推進を図らなければならない。つまり，情報提供施策や情報公表施策も充実させ，更には会議の公開等にも努めなければならない。

(1)　会議の公開

審議会等の会議を公開することにより，審議状況や審議過程を住民に明らかにし，審議会等の公正な運営を確保するとともに行政に対する住民の理解と信頼を深め，住民参加の推進に寄与するために，会議の公開についても規定する自治体が増加してきている。那覇市は，情報公開条例制定時に，会議公開に関する指針を策定したが，与那原町条例6条は「地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の付属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関の会議は，公開する。ただし，次に各号に掲げる場合は，この限りではない。(1)他の法令等に特別な定めがある場合　(2)非公開情報に該当する事項を審議する場合　(3)会議を公開することにより，公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で，審議会等の決定により，その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合」と条例に規定し，原則公開を謳っている。

⑵　出資法人等に関する規定

近年，出資法人あるいは補助団体等の情報公開に関しても規定する自治体が増してきている。これは，補助金等の使徒に関する住民の関心の高まりや不満を示すものでもあり，また自治体の行財政改革の一環から来るものでもある。しかし，規定化に際しては，様々な団体の法的性格や位置付け，団体の自主性，及び規模等から苦心の跡が伺われる。たとえば，石垣市条例24条は，「市が出資その他財政的支援等を行う法人等のうち規則で定めるものは，この条例の趣旨に則り，情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。２　実施機関は，出資法人等に対し，前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする」と定め，出資法人の該当性を規則に委ねているが，東風平町条例10条２項は，「出資団体等とは，町が出資金，資本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している公益法人，株式会社及び有限会社並びに町が100万円以上の出資金，資本金その他これらに準ずるものを出資している町内の公益法人及び有限会社並びに町が年額100万円以上の補助金及び助成金等を交付している町内の団体（一部事務組合を除く）」と条例で詳細に規定している。

また，公開の対象範囲については，与那原町条例27条は，「その保有する情報のうち当該補助金の内容及び使途に関する情報を，この条例の規定に準じ，公開するよう努めなければならない」と，団体に対する補助金に限定し，努力規定としている。

以上のように，県内の情報公開への取組みは遅れてはいるものの，先進自治体の経験や反省点を参考に，しだいに充実した内容になってきている。そこで，次の課題は，このような情報公開制度等をいかに活用し，まちづくりや住民生活に結びつけることができるかである。

Ⅳ　まちづくりに向けて

近年，自治体には，「個性あるまちづくり」，つまり，住民がそこに住んでいることに喜びや満足を感じ，ゆとりと潤いのある，歴史，文化，自然を大切にしたまちをどのようにつくるのか，また安心して暮らせるしくみや制度をどのようにつくる

のかが問われている。従来これらの課題解決は，行政側に委ねられてきた。しかし，地方分権の進展に伴い，国，県からの監督・指導に基づく従来型のまちづくりや行政運営から，各自治体の自己決定と自己責任に基づく諸問題の解決が求められている。そこでは行政や議会の判断ばかりではなく，住民と共に考え，判断し，協働することが重要となってくる。

そこで重要な機能を果たすのが情報公開である。とかく行政側は，地域や住民の住環境に変更をもたらす公共事業についても，許認可権を一方的に行使し，紛争を生じてきた。このような事態に至る場合の住民側の不満は，自分たちが知らないうちに物事が決まってしまっていることについてである。その不満をいかに解消できるのかが問われることとなる。住民に，行政が現在どのような課題を抱えているのか，何が問題なのかに関し情報提供を行うと同時に，情報公開制度による公開請求には積極的に応え，住民と共に考える姿勢が重要である。その場合でも，単に情報を行政側のスタイル，行政用語や数字を羅列した情報を提供するのではなく，相手の立場に立った対応が必要である。そして，このような情報に基づき住民とのキャッチボールを繰り返し，お互いに理解を深め協力や参加を求めることが肝要である。つまり，「情報の共有化」が必要である。

V　ニセコ町の試み

前述した北海道のニセコ町は，徹底した情報の共有化をめざし実践している。ニセコ町は，平成10年９月に情報公開条例を制定し，平成12年12月には「まちづくり基本条例（以下，基本条例という)」を制定し，両条例を関連付けることによってその目的の達成をめざしている。情報公開条例２条１号によると，「情報の共有化」とは，「町と町民とが町政に関する情報を保有し，及び活用すること」であり，基本条例２条は，まちづくりに関する情報を共有することを基本原則に据えている。また，同条例３条は，「情報への権利」を定め，7条は，「情報共有のための制度」について規定し，それによると，「町は，情報共有を進めるため，次に掲げる制度を基幹に，これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。⑴町の仕事に関する情報を分かりやすく提供する制度　⑵町の仕事に関する町の会議を公開する制

度　(3)町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度　(4)町民の意見，提言等がまちづくりに反映される制度」を掲げている。さらに８条は，「町は，まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し，速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し，保存しなければならない」と規定している。

ニセコ町は，これらの規定の趣旨に基づき積極的に情報公開を行っている。たとえば，話題となった冊子「もっと知りたいことしの仕事」は，町の予算について，誰もが理解できるように「住民が日常使う言葉でわかりやすく」を合言葉に具体的に記述すると同時に，近隣市町村との比較などの資料も添付し，一目で財政状況が理解できるように工夫を凝らしている。そして，この冊子を全家庭に配布し，住民が町の状況を知り，議論する際の基礎資料としている。これは町の説明責任を果たすものでもある。

基本条例10条は，町民が，まちづくりの主体として，まちづくりに参加する権利を定め，同11条は，満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利も認めている。そして，「まちづくり懇談会」，「町民検討会議」「まちづくり町民講座」等を開催し，町民との対話に努めている。このようなニセコ町の条例，解釈，運用を参考にすると同時に，自らの町にあった望ましい制度・方策を検討すべきである。

Ⅵ　今後の課題

情報公開条例や基本条例が制定されたとしても，その趣旨目的が議員，職員，住民に理解されなければ意味がない。情報公開制度がスタートしても，請求の窓口すら設置しない自治体，従来は情報提供で対応していたにもかかわらず，条例制定後は正式な請求がなければ情報を提供しないと対応を変えた自治体などもみられる。職員や議員の徹底した意識改革を図らなければならない。また，公開に際しては，請求文書等を単に閲覧，複写してもらうばかりでなく，むしろ住民に対して説明責任を果たす機会と捉え，その責務を果たすべきである。さらに，条例の充実に向けた見直しや他自治体の動向にも関心を払う必要がある。

次に，議会も情報公開条例を制定し，行政側にのみ公開の義務を課するのではなく，むしろ率先して情報公開の実施機関に加わると同時に，住民の考えを取り入れ，

説明責任を果たす機会を考えるべきである。

最後に，住民側も，まちづくりを行政や議会任せにすることなく，自らの問題と認識し，積極的に考え，参加，行動する姿勢が必要である。情報公開制度がスタートして，一件の請求もないところもある。まちづくりや自治に対する住民の関心と自覚に期待したい。

表Ⅰ　情報公開条例（要綱等）の制定状況

平成14年４月１日現在

		都道府県					市区町村					合計
		都	道	府	県	計	市	区	町	村	計	
条　例	14年度	1	1	2	43	47	671	23	1,581	344	2,619	2,666
	13年度	1	1	2	43	47	650	23	1,198	253	2,124	2,171
	増　減	0	0	0	0	0	21	0	383	91	495	495
要綱等	14年度	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3
	13年度	0	0	0	0	0	2	0	4	1	7	7
	増　減	0	0	0	0	0	－２	0	－１	－１	－４	－４
合　計	14年度	1	1	2	43	47	671	23	1,584	344	2,622	2,669
	13年度	1	1	2	43	47	652	23	1,202	254	2,131	2,178
	増　減	0	0	0	0	0	19	0	382	90	491	491

（注）「要綱等」の「増減」欄で「－（マイナス）」となっている市町村は、いずれも条例を制定。

表Ⅱ　情報公開条例（要綱等）制定率

平成14年４月１日現在

	都道府県					市区町村					合計
	都	道	府	県	計	市	区	町	村	計	
条　例	100%	100%	100%	100%	100%	99.4%	100%	79.8%	61.2%	80.8%	81.1%
要綱等								0.2%		0.1%	0.1%
合　計	100%	100%	100%	100%	100%	99.4%	100%	80.0%	61.2%	80.9%	81.2%
13年度制定率	100%	100%	100%	100%	100%	97.0%	100%	60.5%	44.8%	65.6%	66.1%

※<参考>

市区町村数（平成14年４月１日現在）

・市　(675)

・区　(23)

・町　(1,981)

・村　(562)

・合計　(3,241)

表Ⅲ　情報公開条例（要綱等）の制定状況

（平成14年10月19日前津作成）

	市町村名	条例名称	公布期日	施行期日	知る権利	何人	議会を含む	加工情報	応答拒否	出資法人等	会議公開
1	那覇市	那覇市情報公開条例	S63.1.11	S63.4.1	○	○	○				指針
2	浦添市	浦添市情報公開条例	H11.9.28	H12.4.1	○	○	○				
3	西原町	西原町情報公開条例	H12.3.13	H12.9.1	○	○	○				
4	具志川市	具志川市情報公開条例	H12.12.25	H13.10.1	○	○	○			○	
5	佐敷町	佐敷町情報公開及び個人情報保護に関する条例	H12.12.26	H13.4.1	○	○	○			○	
6	国頭村	国頭村情報公開条例	H13.3.26	H13.9.1	○						
7	沖縄市	沖縄市情報公開条例	H13.9.25	H14.4.1	○	○				○	○
8	北谷町	北谷町情報公開条例	H13.10.10	H14.4.1	○	○	○		○		○
9	宜野湾市	宜野湾市情報公開条例	H14.3.26	H14.4.1	○	○	○			○	
10	名護市	名護市情報公開条例	H13.12.20	H14.4.1	○	○	○			○	○
11	石垣市	石垣市情報公開条例	H13.12.21	H14.4.1	○	○	○			○	○
12	平良市	平良市情報公開条例	H13.12.25	H14.4.1	○	○	○		○	○	
13	東風平町	東風平町情報公開条例	H13.12.26	H14.4.1	○	○	○			○	
14	南風原町	南風原町情報公開条例	H13.12.27	H14.4.1	○	○	○	○		○	○
15	伊是名村	伊是名村情報公開及び個人情報保護に関する条例	H14.3.22	H14.9.1	○	○	○	○		○	○
16	中城村	中城村情報公開条例	H14.6.25	H15.6.25	○	○	○		○		
17	嘉手納町	嘉手納町情報公開条例	H14.7.2	H15.4.1	○	○	○	○		○	○
18	知念村	知念村情報公開条例	H14.6.27	H15.1.1	○	○	○	○		○	
19	与那原町	与那原町情報公開条例	H14.9.24	H15.4.1	○	○	○	○		○	○
20	石川市	石川市情報公開条例	H14.8.5	H14.10.1	○	○	○			○	○
21	豊見城市	豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例	H14.9.17	H15	○	○	○	○	○		

表Ⅳ　情報公開の体系

		特定の者に公開するもの A	不特定多数の者に公開するもの B
情報公開が行政機関の裁量に委ねられているもの（情報提供施策） C	積極的な情報需要の存在を前提としないもの（広報施策） (a)	紹介，案内，資料提供指導助言等	施策案内，行政資料の刊行等の個別広報，広報紙等の刊行等の総合広報
	積極的な情報需要の存在を前提とするもの（情報センター施策） (b)	案内窓口，相談窓口，個別窓口の情報展示コーナー等	議会図書館（室），資料室刊行物センター，公文書館，図書館等
情報公開が行政機関に義務づけられているもの（情報公開制度） D	開示請求を前提としないもの（情報公表義務制度） (c)	行政手続の一環として行われる告知，教示等	会議の公開，議事録の公表，条例等の公布，公示，広報による公表，告示等，財政状況の公表計画アセスメント報告書等の縦覧
	開示請求を前提とするもの（情報開示請求制度） (d)	証明書の交付、個人情報の開示請求、行政手続の一環として行われる関係文書の閲覧請求等（特定情報開示請求制度）	**情報公開法(条例)に基づく情報の開示（一般）情報開示請求制度＝狭義の情報公開制度**

（「地方自治体における情報公開に関する研究」㈶地方自治協会より）